

令和 8 年 7 月 21 日

第 9 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会

パブリックコメントの回答について

「東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和 8 年 6 月 8 日から 7 月 8 日まで募集し、8 名から 13 件の意見が提出されました。いただいた意見と協議会の考え方は、以下のとおりです。

番号	いただいた意見の要旨	協議会の考え方
1	資料 6 ページの図 4 (1)「ごみ焼却施設の種別施設数」では、焼却施設 888 箇所の詳細な内訳（炉の方式別割合）が記載されていませんが、インターネットで調べる限りでは、国内では、建設費と長期的な運営費（メンテナンス費用等）のバランスから「ストーカ炉」が主流であると読み取れました。 また、資料 7 ページには、下水汚泥等の混焼による含水率上昇への対策とし「流動炉も有効な選択肢となる」との記載があります。しかし、インターネットで調べると、流動床炉は水分に強い反面、ストーカ炉に比べて毎年の運転管理費や維持メンテナンス費が高くなる傾向があるとの情報ができました。 本事業の大きな目的は「広域化によるコスト削減」と記載があります。下水汚泥を混焼するために、あえて運営費が高くなる炉の方式（流動炉）を選定し、結果として 3 市の財政負担（市民負担）が増加しては本末転倒です。 単に「実現可能性（燃やせるかどうか）」だけでなく、建設費と今後数十年にわたる維持管理費・運営費を合算した「トータルライフサイクルコスト」において最も安価に抑えられる方式（ストーカ炉での水分対策も含めて）を比較検証した結果を今後の計画等で市民に分かりやすく開示してください。	焼却方式については、焼却炉の採用を前提に審議を進めています。 今後、建設や運営にかかる費用、耐久性など様々な観点について、事業者へも十分なヒアリングを行ったうえで、「施設整備基本計画」を策定していくとともに、運営費も含めたトータルコストによる建設事業者の選定方法も検討していきます。

令和 8 年 7 月 21 日

第 9 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会

2	資料のさまざまな数値のバラツキについて、読んでいくうえで整合性に欠けるように感じました。 たとえば、施設の「日処理量（施設規模）」処理能力が「230t」なのか「200t」なのかによって、建設費や維持管理費（3市の負担額）は大きく変動するのではないかと心配です。 規模の適正化は市民の税金負担に直結するため、曖昧な表現ではなく、明確な根拠に基づいた数値を示していただきたいです。	東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想案（以下「基本構想案」という。）は、令和 5 年度の東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る可能性調査報告書（以下「可能性調査」という。）を踏まえて日処理量を 200 t 程度として議論を進めてきました。 基本構想案 8、9 ページ（表（5）1、（5）2）に掲載の焼却方式による施設整備費では、下水汚泥等の全量混焼を想定して、処理能力を「230t」として比較しています。 現在、令和 19 年度以降の排出量予測を再計算しており、基本構想案 8、9 ページ（表（5）1、（5）2）に掲載の施設整備費を算定する際の処理能力についても、最新の排出量予測に基づいた数値に見直していきます。
3	広域化による施設整備については賛成です。 ただし、資料において、新たに整備される粗大ごみ処理施設等への直接持ち込みにおける「周辺部住民の利便性と公平性」、および過去の火災事例を踏まえた「施設故障時における維持管理費の高騰リスク」について、見解と対策を求めます。 大型施設における故障・火災時の財政リスクについて（15 ページ関連）、資料 15 ページには「粗大ごみや可燃物と資源等が混在するごみを大型の破碎機で粉碎…」とありますが、過去に多治見市三の倉センターにおいて、破碎選別機が火災により停止した際、修理費用が高額であること等を理由に修理を断念した経緯があると聞き及んでいます。 広域化により破碎施設を大型化・大がかりにものにすれば、万が一の故障や火災時の修理・復旧費用はさらに高額になり、「広域化によるコスト削減」という目的を果たせなくなる（かえって費用が高つく）リスクがあります。このよう	ご指摘の「利便性と公平性」については、収集は公平性を確保できるものの、持ち込みについては現施設同様すべての市民の「利便性」を公平にすることはできないことをご理解いただきますようお願いいたします。 粗大ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）に関する火災のリスクは十分認識しており、先進地視察を行うなど、情報把握にも努めています。15 ページにあるような火災検知システムや消火システムの設置に加えて、A I 検知など最新式の対策を検討していきます。このことにより、万一火災が発生した場合も、被害を最小限にとどめる対応を進めます。 施設停止時のバックアップ体制に関しては、停止時の対応を見込んだ稼働率を設定します。また、近隣自治体との相互支援協定の締結等により、停止が長期となった場合もごみ処理が停滞しないよう検討を進めていきます。

	な不測の事態における維持管理費の高騰リスクや、施設停止時のバックアップ体制について、基本構想案ではどのように見込まれ、対策が講じられているのか説明を求めます。	
4	可燃物と資源が混在するゴミというカテゴリーを今まで聞いたことがないのですが、それはいったいどのようなゴミなのでしょう？私の認識では、資源は資源であってゴミではないと思うのですが、資源も可燃ゴミとして処理してしまうということでしょうか？	可燃物と資源が混在するごみは、金属やアルミ等の資源と、プラスチックやゴム等の可燃物との複合物を指します。フライパンや鍋、家電製品（小型を除く）等、多治見市では「破碎ごみ」、瑞浪市や土岐市では「不燃ごみ」として収集しているものの一部が該当します。それらを粗大ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）にて破碎し、資源と可燃物等に選別し、今まで埋め立てていたごみを減らし、資源化を進めていきます。
5	プラスチック資源化の前提と施設規模の整合性について 基本構想案では、汚泥混焼による増加要因と、プラスチック容器包装・製品プラスチックの資源化による減少要因を総合的に考慮した上で、「処理施設の規模を概ね 200t/日程度」として候補地等の検討を進めるとされています。しかし、現状の 3 市間における分別区分や回収手法、市民への浸透度には依然として大きなバラつきが存在します。 また、基本構想案内の施設整備費・処理費等の比較表（表 5）では、汚泥混焼の増加分のみを反映した「約 230t/日」という参考値が用いられており、プラスチック資源化による減少を反映した「概ね 200t/日程度」という規模と数値が一致していません。基本構想案自体の中で施設規模の前提が整理されておらず、市民にとって最終的にどの規模を基準にコストやメリットを判断すべきか分かりにくい構成になっています。 さらに、令和 5 年度可能性調査報告書（資料編）に示された将来予測では、人	可能性調査報告書（資料編）に示された将来予測は、当時の各市のごみ焼却状況から予測したもので、プラスチック資源化等による減少は反映できていませんでした。 現在、令和 19 年度以降の排出量予測を再計算しており、施設整備費の概算費用を算定する際の処理能力「約 230t/日」については、最新の排出量予測に基づいた数値に見直していきます。 なお、プラスチックの資源化は、循環型社会形成推進交付金を受けるためにも必須のため、3 市それぞれにおいてこれまでの取り組みを踏まえ、進めていきます。分別や収集等は各市での取り組みになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

	口減少により令和 20 年度（2038 年度）の 3 市合計の必要処理能力は 194t/日（多治見市 112t/日＋瑞浪市 31t/日＋土岐市 51t/日）まで減少すると算定されており、廃プラスチックの分別推進によってはさらに減少する可能性があると考えられています。施設の稼働期間が 30 年程度想定される中、現在検討されている規模（200t/日、比較表上は 230t/日）が将来の処理需要との整合性をどのように確保するのか、根拠が十分に示されていません。 この不均衡・不整合な状態のまま施設規模を決定してしまうと、分別の遅れによる過大負荷、もしくは将来的な国の方針に伴う分別徹底化や人口減少時のオーバースペック（過大投資）という、いずれに転んでも市民への財政負担を増大させるリスクがあります。 【改善案】 施設整備基本計画を策定する前の段階で、①3 市合同による「プラスチック完全分別・回収統一スケジュール」を明確に提示し、新施設稼働時には同一基準で資源化を行うことを確約すること、②基本構想案内で使用する施設規模の数値（200t/日・230t/日等）の前提を整理し、整合性のある一つの基準で説明すること、③令和 20 年度以降の将来処理需要の減少傾向を踏まえ、コンパクトでコストを圧縮した施設規模での再検討を行うこと、を求めます。	
6	メタン発酵施設の見送りによる脱炭素・交付金獲得機会の喪失について 基本構想案では市民の分別負担や建設・維持管理費の増加などを理由に「生ごみ等のメタン発酵施設は導入しない」と結論付けています。しかし、これは脱炭素社会の実現という大目的と矛盾するだけでなく、水分を多く含む生ごみの	焼却施設とメタン発酵施設とのコンバインドは、生ごみのリサイクルや脱炭素の観点から導入する意義は高いものと考えます。しかし、交付金を活用しても建設費用の増大が予測され、維持管理費用の増加も見込まれることから、結果として、市民の負担が大きくなるおそれがあるため、導入しないこととしたものです。

令和 8 年 7 月 21 日

第 9 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会

	全量焼却によって廃棄物発電の効率を低下させる要因になります。 さらに、基本構想案自体が「メタン発酵施設とのコンバインド（複合）施設とすることで、循環型社会形成推進交付金の交付率を 1/2 に上げる可能性が高まる」と認めています。本事業は基本構想案において「長期広域化・集約化計画に沿って行う事業」に該当するとされており、この場合の交付率は通常のエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1/3）が 2/5（40%）に、より高効率な施設（交付率 1/2）は 3/5（60%）にそれぞれ加算されます。つまり、メタン発酵コンバインドの見送りは、単純な「1/3→1/2」ではなく、本事業に実際に適用され得る「2/5（40%）→3/5（60%）」という、より大きな交付金獲得機会の放棄を意味する可能性があります。初期投資の抑制のみを捉え、長期的な運営費や売電収入、交付金の目減りを総合的に勘案したデータが開示されていない点は大きな欠点です。 【改善案】 近隣自治体などの先進事例における財政的メリットを再精査し、「焼却単独（交付率 2/5）」と「メタン発酵併設（交付率 3/5＋売電収入増）」における 30 年間のライフサイクルコスト（LCC）の厳密な比較シミュレーションを、本事業に実際に適用される交付率（2/5・3/5）に基づいて住民に公開し、再検証することを求めます。	エネルギー回収型廃棄物処理施設については、事業者へ十分なヒアリングを行った上で、高効率な施設についても考慮しつつ、費用対効果も含めて検討していきます。
7	下水汚泥等の全量混焼に伴う発電効率低下とリスク管理の不透明さ 3 市から発生する年間約 13,000t（混焼率約 20%）もの下水汚泥・し尿汚泥等を全量混焼する方針ですが、含水率が極めて高い汚泥の大量投入は、汚泥乾燥機などの多大な建設・維持管理費を要する	下水汚泥等の混焼による発電能力及び売電収入に与えるマイナスの影響がどの程度あるかについては、今後、建設や運営にかかる費用、耐久性など様々な観点も含め、事業者へも十分なヒアリングを行い、検討していきます。 また、PFAS については、一定以上の温度

	上、乾燥に焼却熱が消費され、期待されている「廃棄物発電（エネルギー創出）」の効率を大幅に低下させるリスクがあります。総コストの積算が「現時点では難しい」と先送りされている点は懸念を拭えません。また、PFAS（フッ素化合物）等の有害物質が混入した場合の排ガス・焼却灰への濃縮リスクや、それに伴う薬剤費等の高騰に対するリスク管理方針も不透明です。 【改善案】 汚泥混焼が発電能力および売電収入に与えるマイナス影響の予測数値を速やかに開示してください。また、基本計画を待たずに民間事業者から情報提供（RFI）を受けるなどして、汚泥乾燥・混焼システムのコスト上限と有害物質対策の方針を早期に明示すべきです。	で焼却することによって分解（無害化）することができます。焼却施設の選定に際しては、安全に処理できることを確認していきます。
8	粗大ごみ処理施設の火災リスク対策の義務化と持ち込み手数料統一に伴う住民負担増 粗大ごみ処理施設の併設において、近年の大きな課題である「リチウムイオン電池」やガスボンベ等の混入による火災リスクに対し、システムの採用を「検討する」という曖昧な表現にとどまっている点は危機意識が不十分です。広域化された唯一の施設で火災による停止が発生した場合、3 市全体のごみ処理がストップする致命的なリスクを抱えることになります。 また、現在 3 市で大きく異なる「直接持ち込みごみ」の手数料について、新たな料金設定が「今後検討」とされていますが、特定の市の住民にとっては急激な値上げ（負担増）となるリスクがあり、住民の不満や不法投棄を誘発しかねません。 【改善案】 火災対策については「検	粗大ごみ処理施設に関する火災のリスクは十分認識しており、先進地視察を行うなど、情報把握にも努めています。15 ページにあるような火災検知システムや消火システムの設置に加えて、AI 検知など最新式の対策を検討していきます。 また、火災の要因となるリチウムイオン電池等の収集について、市民のみなさまには、分別の協力をお願いします。 「直接持ち込みごみ」を含む手数料全般については、ごみを処理する費用に対して、持ち込まれた方に応分の負担を求めることとし、今後 3 市で協議していきます。

	討」ではなく、最新の AI 火災検知・自動消火システムの導入を仕様として基本構想段階で「必須義務化」してください。また、持ち込み手数料の統一にあたっては、最も低い料金水準をベースに設定するか激変緩和措置を設け、広域化による恩恵を住民が直接実感できる制度設計にすることを求めます。	
9	中継施設（トランスファーステーション）未設置による遠方地域の運搬コスト・CO2 排出増 施設を1箇所を集約する広域化において、新施設の建設候補地から遠い地域における収集車や住民の自家用車の運搬距離・時間の増大は避けられません。基本構想案そのものには収集運搬距離に関する具体的な数値は明記されていませんが、別途、審議会資料（第 8 回資料 4、令和 8 年 6 月 4 日）で「運搬距離 18 キロの目安」が示されています。遠方からの往復運搬に伴う人件費の増加、燃料費の高騰、収集車が排出する温室効果ガス（CO2）の増加に対する具体的な解決策は、基本構想案には反映されていません。これでは、施設単体で脱炭素やコスト削減を達成しても、収集運搬プロセス全体で環境負荷やコストが増大し、本末転倒な結果を招く恐れがあります。さらに、遠方住民が直接持ち込む際の負担が重くなり、地域間の不公平感が生じます。 【改善案】 建設地から離れた市や地域において、ごみを大型車に詰め替えて効率よく一括搬送するための「中継施設（トランスファーステーション）」、または住民が身近に直接ごみを持ち込める「サテライト型の受入拠点」の整備計画を、別途示された運搬距離の目安（18 キロ等）も踏まえつつ、本基本構想の中	多治見市高田町地内の市有地は、3 市を一つの地域とし、複数の候補地から脱炭素の視点も考慮して選定されています。 中継施設は、可能性調査において、CO₂削減効果や建設費も調査した上で各市において検討することとしているため、基本構想へは掲載いたしません。ただし、瑞浪市は設置を検討していますので、3 市で作成する一般廃棄物処理基本計画と循環型社会形成推進地域計画に掲載し、国からの交付金や有利な起債を活用できるよう進めていきます。

令和 8 年 7 月 21 日

第 9 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会

	に明確に位置付けるべきです。収集運搬ルート全体の最適化によるコスト・CO2削減効果を試算し、中継施設を設けた場合と設けない場合の比較データを住民へ提示することを求めます。	
10	通学路における交通安全対策の具体性不足 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会からの「建設候補地選定にあたっての意見」(令和 7 年 3 月 21 日)では、「子どもをはじめとする地域住民の安全確保のため、パッカー車やごみの搬入車両による通勤や通学への影響が少ない候補地を選定してください」と明記されています。また、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会からの答申(令和 8 年 3 月 16 日)においても、付帯意見として「周辺道路の渋滞緩和や通学等の交通安全対策に十分配慮するとともに、地域住民の意見に十分配慮し適切な対策を講じること」、「渋滞する時間帯や交通量などを十分調査した上で使用について検討すること」と重ねて指摘されています。 しかし、基本構想案本体(候補地の敷地面積の検証等)では、「周辺道路の渋滞や交通安全は、市民が懸念されることが見込まれるため、丁寧かつ十分な説明やできうる限りの対策を行う必要がある」という抽象的な記載にとどまり、通学時間帯における搬入車両の運行規制、誘導員の配置、通学路と搬入路の分離等、具体的な対策案は示されていません。策定委員会・審議会の双方から繰り返し指摘されている論点であるにもかかわらず、基本構想の段階で方向性が明示されないことは、地域住民・保護者の不安を解消する上で大きな課題です。 【改善案】 施設整備基本計画の策定	交通安全対策や搬入ルートについては、地域説明会においても多くのご意見をいただき、交通量調査の要望も高いことから、令和 9 年度以降に実施する環境影響評価の項目に入れて行います。 周辺地域のご意見や交通量調査の結果から、渋滞緩和や安全性に配慮する搬入ルートの検討、通勤・通学時間帯を外した焼却施設への搬入時間の検討等、必要に応じた対策を講じていきます。

	を待たず、基本構想の段階で、通学路における搬入車両の運行時間帯規制（例：登下校時間帯の制限）、誘導員配置の方針、搬入路と通学路の分離・安全対策の基本方針を明示してください。また、瑞浪市方面からのアクセスルート（国道 19 号岩畑交差点～県道 84 号土岐可児線）について、審議会答申で指摘された渋滞時間帯・交通量調査の実施スケジュールを明確にし、結果を住民に公開することを求めます。	
11	P2 2に「脱炭素社会の実現費用負担の圧縮」とありますが、それらを掲げるのは、各市での既存焼却施設の補修による供用年数延長 又は小型焼却炉施設と比較しているからですか。 であるなら、様々な CO2 増加要因も考慮し、広域ごみ焼却施設建設が「脱炭素社会の実現」に真に寄与する理由を、何らかの比較数値をもって説明してください。 新施設の建設や既存施設の撤去（飯田市で紛糾？）にも大量の CO2 が発生しませんか？ CO2 排出権取引の基準になっている指数で、建設解体コストから概ねの CO2 発生量を算定できませんか？又、広域から運搬するための CO2 増もあるはずです。 「費用負担の圧縮」は、建設時の国からの交付金や 施設の運営に係る費用の事だと思います。現状の処理費の説明だけでなく、広域ごみ処理施設の建設費の財源や交付金の種類及び 稼働後の自治体の負担する処理費に併せ、平均的家庭の家計負担（ゴミ袋代金）についても資産や目標を示してほしく思います。 最近よく耳にする PFAS を含む下水汚泥について 新しい施設で焼却処理し	3 市のごみ焼却施設は、建て替えの検討を始めなければいけない時期にきていますが、建て替えには多額の費用を要するため、国の財政的な支援を受けることが必要です。 しかし、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件である 5 万人以上の人口を有することについて、瑞浪市は現時点において、土岐市は令和 10 年頃に満たさなくなる可能性があり、その場合は単独での交付が受けられなくなります。そこで、各市が単独で建て替え、維持管理をしていくのではなく、3 市で建設することにしましたものです。また、「費用負担の圧縮」に関し、国の循環型社会形成推進交付金については、交付の基準・要件などが施設の具体的な内容によることと整備費用が未定のため、具体的な金額を示すことはできません。 新施設の建設や既存施設の撤去も含めて CO2 の発生量が最少となるように引き続き検討していきます。 PFAS は、一定の温度以上で焼却することによって分解（無害化）することができます。焼却施設の選定に際しては、安全に処理できることを確認していきます。 P2 の「3 基本構想の検討項目」における「広域ごみ焼却施設計画」は、「基本構想」に修正できるか検討します。

	た場合の環境や人体に関する影響について知りたいです。また、現状の 3 市の下水汚泥について 国の定める基準に照らしてどういう状況かも併せてお知らせください。 P2 3 の「広域ごみ焼却施設計画」とは、普く一般の計画事案に関する事なのか 当該事案に関する事か 資料を読み進めるまで些か混乱しました。一般人にも分かりやすい表記をお願いしたいです。	
12	「可燃物と資源等が混在するごみ」の定義と自治体間の差異について 表 2 において、当該品目は多治見市・土岐市が「○」であるのに対し、瑞浪市のみ「一」となっています。瑞浪市民にとっては、これがどのような種類のごみを指すのか（引っ越し時の片付けごみ等なのか）想定ができません。 資源ごみは各市と記載されています。上記品目を新しく建設される破碎施設へ持ち込み、仕分け処理後、でてきた資源ごみを個人（あるいは各市）が再度引き取って運び直さなければならないのでしょうか。市民や各市に、仕分け後の運搬等で新たな負担（二度手間）が発生しないか、具体的な資源の流動ルートと運用方針を明確に示してください。	広域ごみ焼却施設には、「粗大ごみ処理施設」（マテリアルリサイクル推進施設）を併設し、「可燃物と資源等が混在するごみ」を破碎・選別し、今まで埋め立てていたごみを減らし、資源化するように計画しています。多治見市では「破碎ごみ」、瑞浪市や土岐市では「不燃ごみ」として収集しているものの一部が該当します。 破碎・選別により排出した資源等は、広域施設において適切なルートでリサイクル及び処分しますので、再度引き取っていただくことはありません。 なお、ペットボトルや缶、ビン、新聞紙等の資源については各市で処理するため、広域ごみ焼却施設へ持ち込んでいただくことは想定していません。
13	とても専門的な内容も含まれるため、技術的なことに関してではなく、気になっている点を下記の通りまとめました。 最近、ニュースなどでも建築資材の高騰などにより、公共施設の工事契約ができなかったケースが土岐市でもあったようです。資料の中の事業スケジュールを見ると、多くの項目が特定の年度に集中しているような感じを受けました。もう少し慎重なスケジュールに変更してはいかがでしょうか。専門家ではあり	ご指摘のとおり、工事期間等が延長する懸念はありますが、基本構想では、各市の施設を延命する費用を削減する観点においても、令和 19 年度稼働という最短のスケジュールを目標として進めていく計画としています。

令和 8 年 7 月 21 日

第 9 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会

	ませんので、指摘違いでしたらご放念く ださい。	
--	----------------------------	--